法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-06

環境監査と情報秘匿特権 : 米国でISO14001が普及しない法的理由と、わが国における環境監査情報への文書提出命令の申立てについての除外事由の適否に関する考察

NAGANO, Hideo / 永野, 秀雄

(出版者 / Publisher)
法政大学人間環境学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
The Hosei journal of humanity and environment / 人間環境論集
(巻 / Volume)
5
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
69
(終了ページ / End Page)
94
(発行年 / Year)
2005-03-31
(URL)
https://doi.org/10.15002/00002888

Hosei University Repository

環境監査と情報秘匿特権

― 米国でISO14001が普及しない法的理由と、わが国における環境監査情報への文書提出命令の申立てについての除外事由の適否に関する考察 ―

永 野 秀 雄

はじめに

企業が行う環境監査は、環境規制の強化、グリーン購入の促進、さらには、金融市場におけるエコファンドの展開などにより、その重要性を増している。わが国では、このような環境監査に関するマネジメントシステムとして、ISO14001が広く普及するに至っている[1]。

米国では、複雑化した環境法規制に対応するために、弁護士、公認会計士、環境技術の専門家などによるチームが編成され、企業による環境監査に対応している。米国でも、このような環境法遵守監査は多くの企業により導入されている一方で、ISO14001をはじめとする環境経営監査は、必ずしも広く普及していない[2]。これは、なぜか[3]。

米国の企業が、総合的な環境経営監査を行なった場合、その過程において、環境法により情報開示等が要求されていない自社に不利な環境情報までが、社内に蓄積される。もしも、政府機関や一般市民等が、環境関連の訴訟を当該企業に対して提起した場合、米国の強力な証拠開示手続に下では、これらの企業内部に蓄積された同社に不利な環境情報までも開示されるおそれがあり、その結果として、当該企業の法的責任が追及される可能性がある。これが、米国の多くの企業が、環境経営監査の導入を躊躇する最大の理由である[4]。しかし、このような理由により、企業が総合的な環境監査の実施に躊躇することになれば、本来は早急に事態を把握し、迅速な対処ができたはずの環境汚染が、十分に対処されずに放置されたままになりかねない。

米国の産業界も、このような現状をよしとしてきたわけではない。産業界は、このような事態を解決するために、①環境監査の実施に伴って明らかになった企業内部の一定の環境情報に情報秘匿特権を付与する、②環境監査で明らかになり、法的責任が問われるべき事項について、一定の範囲で免責を認める、あるいは、③これらの双方の措置をとる、といった内容を盛り込んだ立法提案を行い、積極的なロビー活動をおこなってきた。そして、多くの州政府は、このような産業界の主張を取り入れた州立法を制定してきたのである。

しかしながら、連邦環境保護庁と連邦司法省は、一貫して、このような州法に基づく情報秘匿特権の付与や免責を認めることに反対してきた。なぜならば、企業の環境情報について情報秘匿特権や免責を広く認めれば、環境保護を目的とした行政コントロール自体が崩壊しかねないためである。

もっとも、連邦行政機関にとっても、従来どおりに行政法や刑事法に基づく環境法規制を厳格に執行しているだけでは、企業は環境法遵守監査を実施するにとどまり、ISO14001をはじめとした環境経営監査を導入しようとはしない。このため、連邦環境保護庁は、企業による環境経営監査の実施を促進させ、かつ、環境保護法制に基づく行政コントロールを維持するという両立困難な目的を、新たな行政手法により解決する必要に迫られた。

連邦環境保護庁が、この２つの目的を同時に達成するために採用した行政手法は、企業が実施する環境監査が一定の要件を満たし、かつ、

Hosei University Repository

環境法に違反したとの事実を示す情報が行政機関に報告され、その違反に対する修正措置が即座に行われた場合には、行政罰と刑事罰とを軽減するというインセンティブを与えるという指針[5]を導入するというものであった。また、連邦司法省も、企業の自主的な環境監査により明らかになった環境刑法に反する事実を即座に報告すれば、環境犯罪の取締と執行についての刑事罰・行政罰を軽減するというインセンティブを付与する政策指針[6]を定めるに至っている。このようなインセンティブを伴った政策指針は、産業界からも、おおむね好意的に受取られている。

わが国では、すでに、多くの企業が環境経営監査を採用している。その一方、監査の過程において、当該企業にとって外部に開示することを欲しない環境関連情報までが、訴訟などで文書提出命令の対象として、申立てがなされるといった事態については、十分に考察されてこなかった[7]。これは、企業の内部情報を積極的に開示させる法制度が、米国と同じレベルにまで成熟していなかったことに起因しているのであろう。

しかしながら、わが国においても、民事訴訟法における文書提出義務が一般義務化され、広くその開示が認められるようになると、米国と同じ問題が生じてくる。このため、わが国においても、企業による総合的な環境経営監査の実施を促進し、その結果を環境報告書などを通じて広く開示していくという目的を達成するためには、環境訴訟などにおいて、当該企業の一定の環境監査情報が開示されないことを保障するバランスのとれた制度を導入する必要が生じる。総合的な環境経営監査の実施や環境報告書を充実するという本来は正しい目的が萎縮しないように、一定の情報開示を制限する方法を検討する必要があるのである。

本稿では、この環境監査情報の開示と、これにかかわる情報秘匿特権のあり方および免責について、米国における現状を分析するとともに、わが国おける環境監査情報に関する民事訴訟における文書提出命令のあり方と、その適用除外について検討する[8]。なお、証券取引法における環境情報開示要件の日米比較については、別稿で考察することとし、本稿では除外争点として扱わない。

以下では、①米国では環境監査と企業環境情報に関する情報秘匿特権・免責がなぜ必要となるのか、②米国のコモンローにおいて、企業内部の環境情報に関して情報秘匿特権や免責が認められるか否か、③企業内部の環境情報に関して情報秘匿特権や免責を認める州立法の概略、④連邦政府の環境監査指針、⑤連邦法制定に関する提案、そして、⑥わが国における企業の環境監査情報と文書提出命令およびその除外事由に関する考察、の順で検討する。

なお、本稿は、住友財団による2002年度環境研究助成を受けた研究（「米国における環境監査と法ーわが国における示唆を求めて」）の研究成果の一部である。同財団による研究助成および本研究への理解に対し、深く感謝の意を表したい。

第1章　米国における環境監査と企業環境情報に関する情報秘匿特権・免責の必要性

本章では、まず、米国における環境監査の類型について概説し、これに続いて、企業内部の環境情報について、なぜ情報秘匿特権や免責が必要とされるのかについて概観する。

A　環境監査の種類

米国の環境監査法務においては、通常、環境監査は、①環境サイト監査、②環境法遵守監査、③環境経営監査の3種類に分けて把握されている。以下では、この分類にそって、それぞれの監査のポイントを説明する。

1　環境サイト監査

まず、環境監査の基本であり、いずれの企業も実施しているのが、この環境サイト監査（site assessments）である。この環境サイト監査は、企業が不動産や施設等を売買するときに、環境汚染の潜在的可能性を評価するためのものであり、当該不動産に関する土壌汚染調査や水質汚

Hosei University Repository

染調査が中心となる。

このような環境サイト監査が、多くの企業により導入されるようになったきっかけは、不動産の土壌汚染に関して浄化責任を厳しく規定するスーパーファンド法（Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act（CERCLA））[9]の制定によるところが大きい[10]。この環境サイト監査は、個々の企業にとっては、最も重要性が高い環境監査である[11]。

2　環境法遵守監査

米国の企業において、同国の環境法規制が厳格化するに伴い、環境法遵守監査（履行監査、合法性監査、compliance audit）が普及した[12]。また、今日では、業界団体も、この環境法遵守監査を加盟企業に対して行うように奨励している[13]。

この環境法遵守監査では、ある企業が、その営業に伴い適切な許可を得ているかどうか、稼動している工場等が、連邦、州、その他の地方公共団体の法や規則等を遵守しているか、といった点が自主的に当該企業の内部で監査される[14]。企業は、環境法遵守監査により、自社のかかえる問題を特定することで、汚染などの環境負荷をいち早く発見できるばかりでなく、環境法上の法的リスクを回避できる[15]。このような環境法遵守監査には、一般的には、米国材料試験協会（ASTM）が定めた基準（ASTM Standard PS11-9S）が用いられる場合が多い。

なお、この環境法遵守監査は、自社の環境法遵守の適否の監査にとどまるものではない。当該企業は、子会社、関連企業、下請負企業などの環境責任を負わされるリスクもあることから、これらの外部の法人に対する監査もおこなっている。また、企業が併合・合併などを計画している場合には、相手方企業の環境責任が承継される可能性があるため、これらの企業に対しても環境法遵守監査が行われることになる[16]。

3　環境経営監査

この環境経営監査は、上述の環境サイト監査や環境法遵守監査といった一定の法的リスクを回避するための監査を超えて、環境問題に関する諸事項について、より包括的に評価するものである。このような経営環境監査では、現行法に関する環境法遵守監査を超えて、今後、国内のみならず海外市場において導入される可能性のある環境法規制や[17]、環境会計、地域社会との環境リスク・コミュニケーション、環境報告書の作成などの、より大きな枠組みによる監査が行われる[18]。また、一定の企業の環境経営監査プログラムにおいては、環境方針や監査手続、さらには、教育・訓練プログラムなども含まれている[19]。

このような環境経営監査は、機関投資家からも、企業に対する環境関連評価を行うためのシステムとして高く評価されている[20]。これは、企業の用いている環境経営監査により多くの環境関連情報が明らかになるばかりでなく、その企業が将来の環境問題にどのように取り組み、いかなる技術的向上を目指しているのかなどが明らかになるためである[21]。

B　企業内部の環境情報について情報秘匿特権・免責を付与する必要はあるのか

1　情報秘匿特権・免責付与の支持理由と支持者

すでに述べたとおり、米国においては、環境サイト監査と環境法遵守監査は、多くの企業において利用されているのに対して、環境経営監査は、必ずしも普及していない。その主たる理由は、法的に要求されていない環境情報までが、環境経営監査により内部的に明らかになり、その情報が訴訟等で用いられることを避けたいという動機にあった。このため、環境経営監査を普及させ、かつ、企業の防禦姿勢を解くための方策として、米国の産業界は、自主的に行われた環境経営監査により明らかになった環境関連情報については、(ⅰ)情報秘匿特権を付与する、(ⅱ)免責を認める、あるいは、(ⅲ)これらの双方の措置をとるべきである、と主張してきた。

学者の中で、この立場を支持する者は、もしもこれらの措置をとらずに環境経営監査の結果が訴訟等で開示されるのであれば、企業はこれを恐れて、①限られた活動についてしか環境経営監査の対象とせず、②より限定的な調査活動しか行わず、③監査の結果として得られた情報

Hosei University Repository

について、批判的な検討を行わず、④結果的に、限定的な環境汚染浄化しかおこなわれず、⑤経営者は、自社の環境関連活動や行為について、より限定された情報しか得ることができず、⑥自社の環境問題が、企業内の一部でしか共有されず、⑦自主的になされた環境経営監査に基づく分析が、短期間しか保有されない結果を生むことになる、と指摘している[22]。また、判例においても、環境経営監査による内部資料が訴訟で開示されれば、企業はこれを恐れて、実質的な環境監査が行われなくなる効果を生み出すと指摘されている[23]。企業およびその業界団体は、当然のことながら、この立場を支持している[24]。

また、後に述べるように、多くの州政府は、これらの圧力団体の立場を支持して、環境経営監査に伴う情報秘匿特権等を認める州立法を制定している。これらの州法では、このような環境経営監査で得られた一定の環境経営監査情報に情報秘匿特権を付与することには十分な意味があると捉えられている[25]。

2　情報秘匿特権・免責付与に反対する団体・機関

環境経営監査によって明らかになった特定の情報に情報秘匿特権や免責をあたえる州法においては、企業は、たとえ内部環境監査レポートにおいて法令違反の事実が明らかになったとしても、当該企業が合理的な期間内に、その法令違反を修正する限り、その情報開示を拒否することができる[26]。また、企業は、現時点では行政上の規制は受けていないものの、健康等に危害を及ぼす可能性があり、将来規制されることが予想される化学物質の利用等について、情報秘匿特権の対象として、その情報を秘匿することができる[27]。

このような州法に対して、環境諸団体は、環境法体系の中の重要な柱のひとつである知る権利[28]を制限するものであり、かつ、市民によるチェックが困難になるとして、強く反対している[29]。また、連邦環境保護庁と連邦司法省も、後で詳しくみるとおり、このような内容の州法は、規制官庁への情報提供を制限するものであるとして、反対との見解を示している[30]。

3　法制度設計上の問題

これまでに見てきたように、米国企業が環境経営監査を積極的に導入するためには、一定の情報秘匿特権を付与したり、免責を認めるなどの措置が必要であるとされてきた。米国の産業団体は、州議会におけるロビー活動を積極的に行い、このような内容を盛り込んだ州法の制定に成功してきた。

その一方、環境諸団体が指摘するように、このような州法の下では、市民による企業に対する環境コントロール力は弱まり、また、行政機関による環境規制を用いたコントロール自体も弱体化する。さらに、ISO14001に代表される環境経営監査システムにおいては、第三者に対して情報開示を行うことにその特徴があり、州法において、環境経営監査により明らかにされた情報に情報秘匿特権を付与するということ自体が、ISOの描いた環境管理システム像[31]と矛盾することになるのである[32]。このため、たとえ、企業に一定程度の情報秘匿特権や免責を認める場合であっても、その法制度設計には慎重な配慮とバランスとが要求されるのである。

第2章　環境経営監査情報に関する情報秘匿特権の判例法理

米国の民事訴訟では、証拠開示手続における文書提出義務が一般義務化されている。しかし、この文書提出義務に関して、コモンローでは、適用除外のためのいくつかの情報秘匿特権が認められてきた。具体的には、弁護士・依頼者間の情報秘匿特権、弁護士の職務上の記録に関する非開示特権、および、自己分析に関する情報秘匿特権である。この第2章では、これらの情報秘匿特権の内容を確認しながら、個々の情報秘匿特権が、はたして環境経営監査により明らかになった企業内部の環境関連情報に対して適用されるのかどうかを検討する。

A　弁護士・依頼者間の情報秘匿特権

弁護士と依頼者間の情報秘匿特権とは、依頼者が弁護士と交わしたコミュニケーションは、当該裁判における証拠提出や開示手続において、

Hosei University Repository

その内容の開示を拒否することができるというものである。弁護士・依頼者間の情報秘匿特権が適用されるための要件は、①特権を付与された当事者間でのコミュニケーションが存在すること、および、②依頼者が、弁護士に対して法的な助言を求めるために当該コミュニケーションをおこなったこと、の2点である。このような情報秘匿特権が認められているのは、依頼者が自らに不利であると考える事実や違法であると恐れる事実関係を含めて、すべての関連する事情を弁護士に告げることができなければ、弁護士は効果的な弁護ができず、また、依頼者の司法へのアクセスを保障することができないという法的な価値判断によるものである[33]。

環境監査により明らかになる環境関連情報を、この弁護士・依頼者間の情報秘匿特権に基づいて、証拠開示請求を拒否しようとする場合に、何に注意すべきであろうか。それは、この特権の第2の要件、すなわち、依頼者が、弁護士に対して法的な助言を求めるために当該コミュニケーションをおこなったという要件を満たすために、環境監査の実施の仕方に工夫を要するという点である。

まず、第1に注意しなければならないのは、環境監査を行う場合に、弁護士以外の専門家をいかに関与させるのかという問題である。この特権は、弁護士以外とのコミュニケーションには適用されない。よって、弁護士以外の専門職である環境監査人や環境コンサルタントが、企業に対して環境関連のアドヴァイスを提供している場合には、この特権は適用されない[34]。このため、企業が環境監査の実施に関して、この特権の利用を考えるのであれば、外部の顧問弁護士に環境関連の法的な助言を得るという要件を満たすために、当該弁護士に環境監査人や環境コンサルタントと直接契約してもらい、弁護士が自らの法的見解を形成するためにこれらの専門家を用いるというフォーメーションをとる必要がある。

しかしながら、このようなフォーメーションを維持するためには、相当の費用がかかるばかりでなく、融通性に欠ける。このため、巨額のリスクを伴う環境サイト監査や、一定期間内の特定化された環境法遵守監査であれば、このフォーメーションを組んで対応する価値があるが、恒常的な環境経営監査について、このフォーメーションを維持することは困難であると考えられる。

次に注意すべきは、この情報秘匿特権を、社内弁護士から助言を受けるというときに利用しようとする場合である。すなわち、この特権が認められるための第2要件を満たすためには、社内弁護士が一般的な法的管理を行うという通常の役割を果たしているだけでは不十分であり、当該環境監査において法的アドヴァイスを与えるという事実関係を明確にしておく必要があるのである。

たとえば、United States v. Chevron U.S.A., Inc. 判決[35]では、当該企業が、環境監査報告書を作成するにあたり、同社の社内弁護士に対しておこなったコミュニケーションは、法的な助言を求めるためになされたものではないと認定されたため、弁護士・依頼人間の情報秘匿特権により保護されないと判断されている。これに対して、Olen Properties Corp. v. Sheldalh, Inc 判決[36]では、社内弁護士の指示に基づいて環境部署責任者が用意した環境監査メモは、法的助言をもとめる過程で作成されたものであると判断され、この情報秘匿特権に基づいて文書開示請求が退けられている。

しかし、このような社内弁護士による環境経営監査への関与を社内的に確立することは容易ではない。環境サイト監査や環境法遵守監査については、ある程度は可能であろうが、常に経営的判断と密接なかかわりをもつ環境経営監査については、社内弁護士の判断を純粋な法的助言の付与だけにとどめておくことは困難であるといえよう。

このように考えてくると、弁護士・依頼者間の情報秘匿特権を環境監査により明らかになる環境関連情報に適用しようとする場合、環境サイト監査や環境法遵守監査については、一定程度の有効性をもつものの、環境経営監査への適用は困難であると結論付けられるであろう。このような事情から、経済団体は、ロビー活動を通じて、コモンロー上は認められない情報秘匿

Hosei University Repository

特権の付与を、州法において制定法上の権利として確立させる活動をおこなったのである。

B　弁護士の職務上の記録に関する非開示特権

弁護士が職務上作成した文書は、たとえこれが依頼者とのコミュニケーションからの情報によるものでない場合でも、非開示特権が認められている。これが、弁護士の職務上の記録に関する非開示特権（work product doctrine）であり、連邦民事訴訟規則においても規定されている[37]。たとえば、証人に対して面会したときに弁護士が作成したメモなどが、この特権により保護される。

しかし、この非開示特権が適用される場面は、非常に限定されている。その理由は、この非開示特権を規定する連邦民事訴訟規則第26条（b）項（3）号において、この特権は、訴訟を予期して準備された文書に対してのみ適用されるという厳格な要件が付されているためである[38]。さらに、この規定では、このような訴訟が予期される段階において弁護士が作成した文書の中でも、保護の対象となるのは、当該弁護士の内心の印象、結論、意見、または法理論に限定されている[39]。このため、このような文書に記載された事実関係についての記述は、保護の対象とはならないのである。

このため、この非開示特権は、訴訟の準備が意図されていない通常の企業の活動に関する文書には適用されない[40]。企業による環境監査は、通常、訴訟の準備のために行われるものではないため、この特権は適用されないことになる。

たとえば、United States v. Gulf Oil Corp. 判決[41]では、連邦証券法に基づいて、監査人が準備した文書には、この特権は適用されないと判示されている。また、Westinghouse Electric Corp. v. Republic of the Philippines 判決[42]において、連邦第3巡回区控訴審裁判所は、弁護士・依頼者間の情報秘匿特権と弁護士の職務上の記録に関する非開示特権は、一度官庁等に提出された環境監査の結果に関しては、放棄されていると判示している[43]。この事件では、大手電機・電力会社であるウエスティングハウス社が、社外の弁護士により内部環境監査調査がなされたときに準備された文書を、証券取引委員会と法務省とに提出したという事実関係において[44]、このように自主的に一度開示された文書は、もはや特権により守られることはないと判断されたのである[45]。

このように考えてくると、環境監査は、通常、依頼主が係争中の訴訟のために行うものではなく、また、潜在的に訴訟となる事実関係を前提として弁護士が準備するものではないので、そこで作成された文書に対して、この特権を適用することは困難であると考えられる。

C　自己分析に関する情報秘匿特権

1　自己分析に関する情報秘匿特権とは何か

連邦管轄およびいくつかの州における判例においては、「重要な自己分析（critical self-evaluation）」と呼ばれる情報秘匿特権が認められている。この情報秘匿特権は、自らの業務について、自己批判的な評価をおこなった陳述を保護するものであり、事実関係に関する情報秘匿を認めるものではない点に特徴がある[46]。

この自己分析に関する情報秘匿特権が認められるためには、通常、①当該情報が、この情報秘匿特権の適用を求める当事者により行われた重要な自己分析の結果生じたものであること、②当該情報を秘匿する公的利益が、開示を求める当事者の必要性を大きく上回るものであること、③当該情報に対する開示請求が認められた場合、このような情報の内部における流通が阻害されること、④当該文書が、秘匿されることが期待されて準備されたもので、かつ、その秘密保持が維持されてきたこと、という要件を満たす必要がある[47]。

この情報秘匿特権は、たとえば、医療過誤訴訟において、原告が病院スタッフによる内部ミーティングのノートの開示を請求したとき、病院側にこの情報の開示を強要すると、医療の質を促進しようとする内部努力と自己批判とが妨げられることになるため、この特権による情報の非開示が認められ場合がある[48]。このほかにも、企業における平等雇用に関する内部評価や[49]、セクシャルハラスメント訴訟における内部調査報告書[50]、鉄道事故調査報告書[51]、製品安

Hosei University Repository

全評価書[52]、などについてもこの特権の適用を認めた判例がある。

2　環境監査情報に関してこの情報秘匿特権の適用を否定する判例

それでは、環境監査に関する情報について、自己分析に関する情報秘匿特権の付与は認められるであろうか。多くの判例は、環境監査により明らかにされた情報に対してこの特権を付与することを、否定している。

たとえば、有害廃棄物処理産業において、この問題を判断したOhio ex rel. Celebrezze v. CECOS Int'l 事件判決[53]では、環境監査により得られた情報について、自己分析に関する情報秘匿特権の付与を否定して情報開示を認めてしまうと、企業は自主的な監査を行わなくなり、環境監査報告も作成しないという負の効果を生じさせることを認識しながらも[54]、有害廃棄物処理産業に対しては市民の健康を保護するための種々の法的規制が存在し、かつ、このような規制に対する違反は積極的に追及されるべきであるという強い公的利益があり、さらには、公的な精査も必要であることを考えると、この自己分析に関する情報秘匿特権の付与を認めることはできないと判示されている[55]。

また、このほかの多くの環境監査に関する判例においても、自己分析に基づく情報秘匿特権の付与は、環境法における公的利益の優越等を理由に否定されている[56]。

3　環境監査情報に関してこの情報秘匿特権の適用を認める判例

このような判例の一般的な傾向に対して、自己分析に関する情報秘匿特権を環境監査に関する情報に適用することを認めた判例も存在する。それがReichhold Chemicals, Inc. v. Textron, Inc. 判決[57]である。

本件の事実関係の概略は、以下のとおりである。本件の原告たる化学会社は、同社の工業施設地に関連した地下水汚染の調査と浄化について、フロリダ州環境局との間で、さまざまな措置をとることを定めた同意審決に、1984年に合意した。しかし、同社の工業施設地は、過去60年間にわたり、同社のみならず複数の製造業関係者により利用されてきたことから、原告は、スーパーファンド法等に基づいて、汚染浄化に必要な費用の一部負担を前所有者等に求める訴訟を1992年に提起した[58]。

この訴訟の証拠開示請求手続において、原告は、被告による証拠開示請求の多くに応じ、約3万5千頁の文書を提出した。しかし、開示請求があったもののうち、13の文書については、原告は、自己分析に関する情報秘匿特権に基づいて、その非開示を裁判所に申し立てた。これに対して、被告は、原告の主張する自己分析に関する情報秘匿特権は、本法域においては認められておらず、かつ、連邦法に基づく請求についてはともかく、州法に基づく請求には適用されないと主張して、この申立に反対した[59]。

裁判所は、この争点について、環境監査には、環境汚染を自主的に特定し、これを修復することを促進するという公的利益が認められ、訴訟を恐れてこのような監査を行うことに消極的であってはならないことから、自己分析に関する情報秘匿特権は環境監査により明らかになった情報にも適用されると判示した。そのうえで、原告が申し立てている非開示に関する請求は、この情報秘匿特権に関して判例法理が確立した4要件をすべて満たしていることから、本件にも適用されるとして、原告の申立を認めた[60]。

このほかにも、自己分析に関する情報秘匿特権を環境監査に関する情報に対して認めた判例として、Joiner v. Hercules, Inc. 事件判決を挙げることができる[61]。この事件で、原告は、汚染されている不動産に関して、被告企業がおこなった浄化調査の結果を含む文書の証拠開示請求をおこなったが、被告企業は、この内部的浄化調査は情報秘匿特権により保護されていると主張して、当該文書の開示を拒絶した[62]。裁判所は、民間企業が環境諸法を遵守する目的で環境監査を行うためには、訴訟における証拠開示請求を恐れずに遂行できるようにする政策上の必要性があるとして、自己分析に関する情報秘匿特権による非開示を認めている[63]。

しかしながら、これらの判決のように、自己分析に関する情報秘匿特権を環境監査によって

Hosei University Repository

得られた文書・情報に適用することを認めた判例は、非常に限られている。上述のReichhold Chemicals, Inc. v. Textron, Inc. 判決は、汚染浄化費用の求償を請求する訴訟であり、原告が民間企業であって政府機関ではないという特徴がある。もしもこの訴訟において、原告が政府機関であったと仮定した場合、比較衡量の場面で公的利益が優先されることから、当該情報の開示請求が認められ、この情報秘匿特権が機能しない可能性が高いと思われる。また、汚染に関する環境諸法においては、立法者が情報開示を強く要請している場合が多く、この情報秘匿特権が全く認められないことも考えられる。

このように考えると、企業は、この自己分析に関する情報秘匿特権に依拠して、環境監査により明らかとなった情報や文書・報告書が非開示とされることを十分に期待しえない。このため、次にのべるように、州立法による保護を求めることになるのである。

第3章　州による特別立法

A　特別立法の意義

これまで見てきたように、コモンローにおいては認められている3種類の情報秘匿特権によっては、企業の行う環境監査により明らかにされる情報が、訴訟等において非開示情報として十分に保護されない危険性があった。このため、産業界は、業界団体を通じて州議会に対してロビー活動を行い、環境監査によって明らかになった企業の内部情報について、情報秘匿特権を付与する立法を成立させようと努力してきた。このような流れの中で、1993年に、オレゴン州は、環境監査情報秘匿特権付与法を最初に成立させた州となった[64]。

2002年に公表された論文によると[65]、全米で20を超える州が、環境監査を促進する目的で、民事あるいは刑事訴訟における情報秘匿特権や免責を与える特別立法を制定している[66]。これらの州立法は、非常に広範な免責を認めるものから[67]、限定的な情報秘匿特権だけを制定するものまで、さまざまなものがある[68]。

もちろん、このような州法のもとにおいても、企業は州および連邦の環境法の下で、さまざまな情報を開示する義務を負っている。環境監査に関する情報秘匿が認められる情報は、これらの法規制の中で開示の対象となっていない情報に限定されている[69]。また、後で述べるように、連邦環境保護庁と連邦司法省は、これらの州立法のあり方に反対しており、これらの州法よって拘束されていないとの見解を表明している。

B　州立法の規定内容

以下では、これらの州立法の具体的な内容について、いくつかの具体的な規定を挙げて、概説する。

1　情報秘匿特権を主張できる当事者

州法上の情報秘匿特権を主張できる当事者は、通常、環境法上の規制を受けている施設の所有者や管理者であり、かつ、自主的に環境監査をおこなった者に限られている[70]。

2　情報秘匿特権の対象となる情報

このような形態の州法では、情報秘匿特権は、どのような情報に適用されるのであろうか。たとえば、オハイオ州法では、連邦法、州法、および、地方公共団体の定める環境保護を主たる目的とする立法を遵守するための監査には、すべて適用されるとする包括的な規定がなされている[71]。

しかし、このような包括的な規定の下においても、一定の適用除外対象は存在する。このオハイオ州法でも、当該環境監査の一部を構成しない情報や、当該監査が依拠していない観察、サンプリング、モニタリング、コミュニケーション、記録または報告書は、情報秘匿特権の対象とはならないと規定されている[72]。このような規定方式の下では、情報秘匿特権が付与される環境監査報告書に、すべての環境監査情報を集積し、総合的な環境経営監査を実施しようとするインセンティブが機能することになろう。

このように、情報秘匿特権の適用対象を広くとる州がある一方で、多くの州の環境監査情報秘匿特権付与法では、その対象を、環境監査報告書に限定している。

Hosei University Repository

3　立証責任

このような環境監査情報秘匿特権付与法において、情報秘匿特権の付与を申立てる当事者は、当該州法で求められている要件が満たされていることを主張立証しなければならない[73]。多くの州法において、情報秘匿特権が認められるための立証要件とされているのは、①当該情報が、監査を行う目的で収集されたものであり、かつ、②当該監査は、政府機関の命令により行われたものではなく、通常の営業活動の一環として自主的に行われたものであること、の2点である[74]。

これに対して、証拠開示請求をおこなった当事者が、このような立証に対して反証するためには、当該情報秘匿特権が、詐害目的（fraudulent purpose）で主張されていることを証明しなければならない[75]。しかし、このような詐害目的を立証することは、対象となる証拠そのものが開示されていないため、非常に困難を伴うものになると考えられる。

4　秘匿情報に関する表示要件

環境監査情報秘匿特権付与法の中には、情報秘匿特権を付与するための要件として、当該情報を含んだ文書に一定の表記を行うことを求めるものがある[76]。たとえば、オハイオ州では、環境監査報告書の表紙または最初のページに、「環境監査報告書：情報秘匿特権が付与された情報」との表記、または、実質的にこれと同等の文言を目立つように記すことが要件とされている[77]。そして、この表示要件が満たされない場合には、情報秘匿特権は付与されない[78]。

これに対して、テキサス州法では、同様の表示を行うことが情報秘匿特権の付与のために求められているものの[79]、たとえその表示がない場合であっても、情報秘匿特権が放棄されるのでも、その情報秘匿特権の付与が否定されるとの推定を生むものでもないとされている[80]。

5　情報秘匿特権の適用除外

このような環境監査情報秘匿特権付与法について、多くの州立法では、刑事捜査や刑事訴訟手続と、当該環境情報の開示が法定されている場合とについては、情報秘匿特権の付与の適用除外とされている場合が多い[81]。

これに対して、一部の州法では、刑事手続に関しても、一定の手続を要件として、情報秘匿特権の付与を認めている。たとえば、オレゴン州とイリノイ州では、情報秘匿特権の付与が刑事手続に関する情報に対して適用可能かどうかを決定するために、当該情報について「インカメラ」方式の審査がなされることが要求されている[82]。この審査の結果、もしも裁判所が、当該企業は①詐害目的でこの情報秘匿特権を主張したと決定した場合、②当該文書が特権付与の要件を満たしていないと決定した場合、または、③当該監査文書が、環境法に違反し、これが合理的な時間内に修正もしくは報告されなかったという証拠を示すものである場合には、当該情報秘匿特権の付与は認められないことになる[83]。

C　環境保護庁の対応と州法の限界

連邦環境保護庁は、このような州の環境監査情報秘匿特権付与法に対して、強い反対の態度を表明している[84]。その第1の理由は、後述するように、連邦環境保護庁が、企業による環境監査の結果は公表されるべきであるとの方針を堅持しているためである。

連邦環境保護庁が、このような州立法に反対する第2の理由は、情報秘匿特権の付与そのものが、連邦環境法に違反する可能性があるためである。連邦環境法においては、州政府にその執行を委任する一方で、一定の強制的義務を課すという「委任規定を通じた強制（delegation blackmail）」[85]と呼ばれる手法が用いられることがある。このような手法を用いる立法の下では、規制対象となる企業に対して、連邦政府への情報開示が義務化されている場合が多い。このため、州の環境監査情報秘匿特権付与法そのものが、その規定の仕方によっては、連邦法上の情報開示義務と矛盾する結果を生む可能性があるのである。

たとえば、大気浄化法[86]では、連邦環境保護庁長官等は、排出源の所有者または管理者に対して、同法で定められた目的の達成に必要と考えられる情報の提出を求めることができる[87]。

Hosei University Repository

また、水質汚染防止法[88]にも、同様の規定があり[89]、資源保全再生法[90]では、より広範な情報開示を求めることができる規定がおかれている[91]。州政府の連邦環境法担当者は、これらの立法を執行する上で、許可条件をはじめとした種々の要件が満たされているかどうかを調査するために、必要な情報や記録に対してアクセスする権利が認められている[92]。さらに、これらの規定においては、このような情報は、営業上の秘密に該当しない限り、一般市民にも開示可能でなければならないと規定されているのである[93]。

多くの州の環境監査情報秘匿特権付与法は、これらの連邦法の存在を前提として制定されていることから、連邦法により報告が求められている情報にまで情報秘匿特権を付与していない[94]。もしも、連邦環境法が州政府に執行を委任しているプログラムについて、このような違反が存在する場合には、州政府はその執行権を失う可能性がある。

連邦環境保護庁は、連邦環境法において情報開示が求められている情報に関して、州の環境監査情報秘匿特権付与法が情報秘匿特権を与えていないかどうかについて実際に調査を行い、その結果、テキサス州とユタ州で環境監査情報秘匿特権付与法を修正させることに成功している[95]。このような連邦環境保護庁による対応により、州の環境監査情報秘匿特権付与法は、主要な連邦環境法に規定された情報開示要件について、効力を発揮しえないことが明らかになった。

連邦環境保護庁は、さらに、連邦法が適用される事案については、すでに州の環境監査情報秘匿特権付与法により情報秘匿特権の付与が認められた事件に対して、競合管轄権をもつ連邦裁判所に訴訟を提起するという重複訴訟（over-filing）の手法を用いて証拠開示請求を行うことで[96]、このような州法の力を弱めることもできる。なお、この重複訴訟の手法は、連邦環境保護庁のみならず、環境保護団体も用いることできよう[97]。

以上のように、連邦環境保護庁が、州の環境監査情報秘匿特権付与法に対して批判的であることから、これらの州立法は、せいぜい証拠開示請求に対して、部分的な保護を与える役割しか果たすことができていない。このため、連邦環境法に関する実務においては、次にみる連邦政府による環境監査指針が重要な役割を果たすことになるのである。

第4章　連邦政府の環境監査指針

これまで見てきたとおり、連邦環境保護庁は、一貫して、州の環境監査情報秘匿特権付与法に対して批判的な態度をとり続けてきた。たしかに、このような州立法が、連邦環境法において情報開示を求められている情報や文書に対してまで適用されることを認めてしまうと、環境保護を目的とした行政コントロール自体が崩壊しかねない。しかし、その一方で、従来型の厳格な環境法制を維持しているだけでは、企業は、積極的に環境経営監査を導入しようとはしない。連邦環境保護庁は、このバランスをとるために、企業が実施する環境監査が一定の要件を満たし、かつ、当該環境情報の開示と環境法違反に対する修正措置とが即座に行われた場合には、行政罰と刑事罰とを軽減するというインセンティブを与える指針を策定するに至った。以下では、連邦環境保護庁が採用した環境監査指針の歴史的な変遷をみたあと、現行指針の内容を概観する。その後で、連邦司法省が採用する同様の指針を紹介する。

A　連邦環境保護庁による環境監査指針の策定と歴史的展開

1　1986年指針

連邦環境保護庁は、1986年に、環境監査の利用を促進する目的で、最初の環境監査指針を発表した[98]。しかし、この1986年指針において、企業に環境監査を実施させるためのインセンティブとして用意されたのは、定期的な環境監査報告書の提出を求めないという消極的なものに過ぎなかった[99]。また、この指針においては、どのような監査システムの実施が求められているのかも明白でなかった。

このような理由から、この1986年指針に基づいて自主的に環境経営監査を実施しようとした

Hosei University Repository

企業は限られていた[100]。連邦環境保護庁が、この監査指針を実施してから約3年後に行った調査においても、およそ670の組織が、2700を超える施設に関して情報開示を行うにとどまったことが明らかになっている[101]。

2　1995年指針

連邦環境保護庁は、1986年指針における諸問題を改善するために、1995年に、「自主監査のためのインセンティブ —法令違反の発見、開示、修正および防止について—」と名付けられた企業による自主的な環境監査を促進するための新たな指針を公表した[102]。

この指針の目的は、環境法の規制対象となる当事者が、環境の保護に関する情報を自主的に開示し、もって環境法違反の事実の開示、修正、および防止を図ることにあった。連邦環境保護庁は、このような情報開示を促進するため、行政罰の軽減などのインセンティブを同指針の中で盛り込むという積極的な施策を導入した。この95年指針では、86年指針と異なり、デューデリジェンスを行う法遵守監査システムを広範に認めているものの[103]、包括的な環境監査システムについての定義はおかれていなかった。

産業界は、当初、この95年指針の効果に懐疑的であった。しかし、この指針が施行されてから6ヶ月間に、76の規制対象企業が同指針に基づいて自主的に環境法規違反を申告したが、そのほとんどの企業が、連邦環境保護庁から罰金の支払いを求められなかった[104]。この結果を受けて、産業界も、同指針を肯定的に評価するようになった。

連邦環境保護局は、この95年指針についての調査を1999年に実施し、その結果を公表している[105]。この調査によれば、規制対象企業の88%が、この指針に満足しているとの回答を寄せ、84%がこの指針を顧客や相手方担当者に推奨すると答えている[106]。

3　現行の2000年改正による指針

1995年指針は、2000年に改正された[107]。この2000年改正指針[108]は、基本的には、95年指針と同じ内容のものであるが、この改正により、ようやく包括的な環境監査システムに関する定義がなされた[109]。この改正で、ようやくシステム的な環境経営監査の重要性が、承認されたと言えるであろう。

B　現行指針の内容

1　現行指針の目的

連邦環境保護庁が定めた現行の2000年改正指針は、環境法上の規制と企業による自主的な環境監査の導入を促進するバランスをとるためのシステムを導入している。すなわち、企業が、環境監査を実施した結果、環境法に違反する事実が明らかになったとしても、その環境監査やその後の対応が一定の要件を満たしている場合には、この違反に対する民事罰を軽減し、刑事訴追手続を行わず、定期的な環境報告書の提出を求めないという3つのインセンティブを付与したのである[110]。

なお、この2000年改正指針において、環境監査は、「施設の運営に関して規制を受ける当事者が、システム的に、文書化され、定期的に、客観的な再検討を行うこと、および、環境保護要件に合致することに関する実務」と定義されている[111]。

2　インセンティブ付与のための9要件

連邦環境保護庁は、企業が自主的に環境監査を行い、その結果として、環境法上の違反もしくは潜在的な違反を発見した場合、以下の9つの要件を満たすことを条件として、いくつかの民事罰を軽減・免責し、刑事訴追手続を行わないというインセンティブを与えている[112]。以下では、この9要件を概観する。

まず、第1の要件は、当該違反が、環境監査により発見されたという事実である[113]。

第2の要件は、当該企業が、自社の環境法規違反を自主的に発見したという事実である[114]。ここでいう自主的発見には、たとえば、「立法、規則、許可、司法または行政命令、和解により要求されているモニタリング、サンプリング、監査手続」の結果として明らかになった環境法違反の事実は含まれないとされている[115]。

第3の要件は、当該施設において自主的な監

Hosei University Repository

査により発見された環境法違反の事実が、連邦環境保護庁へ21日以内に報告（開示）されることである[116]。この21日以内に報告を行うという要件は、当該施設が、その法違反を隠そうとせずに、できるだけ早く環境法の遵守を達成しようと誠実に努力していることを示す証拠となるものである[117]。

第4の要件は、このような違法事実の発見と報告（開示）が、当該企業により自主的に明らかにされたものであり、第三者により明らかにされたものではないというものである。逆に、行政機関や第三者が、行政手続や訴訟において、このような違法事実を、証拠開示（discovery）と開示（disclosure）などによりすでに明らかにしていた場合には、この自主的な発見と報告（開示）を求める要件は満たされないことになる[118]。また、環境市民団体が、連邦環境法の市民訴訟条項に基づく訴訟を提起する意思を通知した場合や、当該企業において、内部告発により違法事実が発覚した場合なども、この自主性の要件が満たされないことになる[119]。

第5の要件は、当該施設において、環境法違反の事実が発見された場合には、その日から60日を超えない期間内に、できるだけ迅速に、その問題の修正および修復措置を開始することである[120]。そして、当該施設は、このような修正や修復措置が完了した後、適切な連邦政府機関、州政府機関、地方公共団体に対して当該違反行為を修復したことを書面により証明する義務を負っており、これにより説明責任を果すことになる[121]。

第6の要件は、当該施設が、再発防止措置をとることである[122]。この再発防止措置には、当該施設の環境監査、情報開示努力、遵守管理システムの改善などが含まれる[123]。

第7の要件は、当該施設が、本指針における罰則に関する免除を受けるためには、過去3年間において同じ施設で同一の、または類似の違反を犯していないことである[124]。もしも、当該施設が、複数の事業所からなる企業の一部である場合には、同一の違反または類似の違反が、これらの複数の事業所において、過去5年間起きていないことが要件となる[125]。

第8の要件は、自主的な監査により発見された環境法違反の事実により、環境への重大な危害をもたらして損害を引き起こさなかったこと、または、市民の健康や環境に対して緊急かつ重大な危険を引き起こすような損害を生じさせなかったこと、である[126]。

最後の第9要件は、連邦環境保護庁が本指針をどのように当該施設へ適用するかを決定するために、当該施設が、連邦環境保護庁に協力して情報を提供することである[127]。この要件により、当該施設は、関連する証拠を隠したり、湮滅するなどの行為を行うことができなくなるのである[128]。

3　指針における3つのインセンティブ

現行指針は、規制対象となっている施設が、上記の9要件を満たした場合には、①民事罰を減額あるいは免除すること、②刑事訴追手続を控えること、および、③定期的に環境監査報告書の提出を求めるのを控えること、という3つのインセンティブを付与している[129]。企業にとっては、このようなインセンティブは、決して小さなものではない。以下、これらの3つのインセンティブについて、概説する。

a　民事罰の減額・免除

第1のインセンティブは、違反者の行為態様に応じて課される段階的な制裁的民事罰を、段階的に減額または免除するというものである[130]。

通常、この制裁的民事罰は、違反者が当該違反を犯すことで競争者と比較して得られた経済的利益と等しい金額を民事罰として課すものである[131]。このような制裁的な民事罰を課すことにより、規制対象施設は、環境法を遵守しないことで経済的利益が失われることから、環境法を遵守する方向に向かうとともに、環境法を遵守している企業にとっては、公平な競争が確保されるというメリットがある[132]。

b　刑事訴追の回避

第2のインセンティブは、上記の環境監査に関する9要件を満たした場合には、連邦環境保護庁は、連邦司法省への刑事訴追手続を行わな

Hosei University Repository

いというものである[133]。

しかし、このインセンティブの適用には、2つの例外が存在する[134]。その第1は、このインセンティブの適用を受けるためには、上記の9要件を満たすことに加えて、当事者たる企業に、「潜在的に帰責性のある行為（potentially culpable behavior）」がないという証拠が必要となる[135]。このような証拠とは、たとえば、当該施設が、故意に、または、悪意で法を犯したのでないという証拠を意味する。第2が、当該違反により重大な被害を引き起こしたか、あるいは、今後、当該違反により緊急かつ重大な危険を人の健康または環境にもたらす可能性がある場合には、このインセンティブは適用されずに、刑事訴追手続がなされる可能性が高いというものである[136]。

c　定期的な監査報告書提出義務の回避

第3のインセンティブは、連邦環境保護庁が、過去においては、執行手続に必要となる調査の開始の端緒となってきた定期的な監査報告書の提出を要求しないという点である[137]。

ただし、この第3のインセンティブには、一定の限界がある。たとえば、当該企業による環境法違反に関して、同社が提出した情報とは別個の独立の証拠がある場合には、連邦環境保護庁は、当該違反の程度と性質、および、違反の帰責性の程度を決定するために以前に開示した監査報告書を要求するかもしれないという点である[138]。

C　連邦司法省指針

連邦司法省も、1991年に、自主的な環境監査または報告（開示）についての環境犯罪に関する刑事訴追手続指針を発行している[139]。この連邦司法省による指針も、自己監査と自主的な情報開示を促進することを目的として、この目的が充足される場合には、訴追等の面で一定の配慮をなすという内容となっている。

この連邦司法省による指針において、不起訴処分とされるために考慮される要素とされているのは、①環境刑法違反の自主的開示、②捜査に対する協力、③環境法遵守プログラムと違反防止プログラムの実施、④違法な活動に関与した被用者の数とその地位、および、その明白性、重大性、期間、頻度、⑤規制遵守プログラムに違反した被用者への効果的な懲戒システムの存在、および、⑥進行中の違反に対する改善努力の程度、である[140]。しかし、その一方で、この司法省による指針においては、情報秘匿特権の付与は認められていない。

第5章　連邦法制定に関する提案

環境経営監査の重要性は、米国においても、十分認識されている。しかし、米国の企業は、監査の結果としてもたらされる環境情報が、訴訟等において証拠開示されることをおそれて、その導入をためらってきた。コモンローにおける3種類の情報秘匿特権は、このような環境情報を秘匿するには必ずしも有効に機能せず、産業界のロビー活動により成立した州法としての環境監査情報秘匿特権付与法も、連邦環境法の下では無力である。さらに、連邦環境保護庁と連邦司法省による環境監査に関する指針では、民事罰の軽減や訴追手続を行わないといったインセンティブが与えられているものの、情報秘匿特権は十分に認められていない。

このような状況において、米国の環境法学者のなかには、環境経営監査の普及の阻害要因を取り除くために、連邦環境保護庁による監督と、企業が環境情報を毎年公開することを条件として、連邦法において、環境経営監査に伴う自己分析に関する情報秘匿特権を付与する立法を制定するべきであると提案する者もある[141]。たしかに、連邦法において、環境経営監査により明らかになった情報に自己分析に関する情報秘匿特権を付与すれば、企業は環境経営監査の導入に踏み切ることができるとともに、これを連邦環境保護庁の監督下で実施すれば、環境法による行政コントロールが崩壊する恐れもない。

連邦議会でも、自主的な環境経営監査を促進するためのさまざまな法案が提出されてきた。これらの法案では、環境監査に伴う自己分析に基づく情報秘匿特権と限定的な免責の付与が目的とされている[142]。しかしながら、これらの法案は、結局のところ、委員会での審議段階で廃

Hosei University Repository

案となり、議院における議論の対象にまで至ったものは存在しない。たとえば、2001年にも「自主的環境自己評価法（Voluntary Environmental Self-Evaluation Act）」と題された法案が下院に提出されたが[143]、審議段階でとまってしまった。連邦議会は、これまでのところ、環境経営監査の規制改革に関するいかなるコンセンサスにも達していないと言えよう。

第6章　わが国における企業の環境監査情報と、これに対する文書提出命令の申立てとその除外事由の検討

A　はじめに

これまで見てきたとおり、米国では、環境経営監査の導入を促進する過程で、証拠開示手続における広範な文書開示義務がネックになってきた。そして、この問題に対処するための州法が制定され、連邦政府機関による行政指針が策定されるにまで至っている。

わが国の環境保護法制は近年著しい充実をみせており、企業による環境経営監査の導入も進んでいる。それでは、日本企業は、米国企業のように、訴訟における証拠開示手続において、環境経営監査により明らかになった自社に不利な内部の環境情報が開示されることを恐れる必要がないと言えるのであろうか。また、なぜ、この問題についての法律論文や判例が、十分に蓄積されていないのであろうか。

従来、わが国において、環境経営監査により明らかになった企業内部情報に対する文書提出命令の申立てや、その適用除外事由の適否が正面から問題とされてこなかったのは、旧民事訴訟法における消極的な証拠開示手続制度に、その原因があったと言えよう。旧民事訴訟法の下においては、企業・私人が所持する文書については原則として提出義務はなく、旧民訴法312条が列挙する事由に該当する場合に、限定的にかかる義務を課しているにとどまっていたのである[144]。

しかし、1998年1月に施行された現行の民事訴訟法により、事情は大きく変った。現行法の220条4号において、企業や私人が所持する文書は、原則として提出義務があるものとされ、あとは、これに対する適用除外が規定されるという、文書提出義務の拡大がなされたのである。このような証拠開示手続の改善により、わが国の民事訴訟における文書開示請求のあり方が、かなり米国のものに近づいたものになったと評価できる。

このことは、逆に、米国企業が環境経営監査について直面した課題を、わが国においても格付けすべき段階に来ていることを意味している。法的には、現行民事訴訟法220条4号の定める文書提出命令についての除外事由と、これに関する判例法理が、環境経営監査により明らかになった企業内部の情報に、どのように適用されるのかを検証する必要があることを意味している。この点が明らかにならなければ、わが国における実質的な環境経営監査の展開が阻害される恐れがある。また、産業界が、これまでの判例法理に不安が残るという見解に傾くのであれば、米国のように文書提出命令の例外として、企業内環境情報の秘密保持を図る立法を制定するか、環境省に何らかの行政指針の策定を求める等の運動が必要となろう。

以下では、まず、現行の民事訴訟法220条4号の定める文書提出命令の規定を確認した後、220条4号の除外事由の中で、特に企業の環境監査情報にかかわるものを概説する。そして、これらの除外事由が、①環境法遵守監査、②環境サイト監査、③環境経営監査情報に対して、どのように適用されることになるのかを検討する。その上で、わが国においても、米国のように立法等により、情報秘匿特権や免責を付与すべきか否かを考察する。

なお、本稿では、この問題を民事訴訟法上の情報開示制度に焦点を当てて検討することから、証言に関する問題や、刑事訴訟法上の問題、さらには、弁護士の守秘義務にかかわる弁護士法23条（秘密保持の権利及び義務）、刑法134条（秘密漏示罪）、弁護士職務基本規程23条（弁護士の秘密の保持義務）、同56条（共同事務所における秘密の保持）、同62条（弁護士法人における秘密の保持）については扱わない[145]。

Hosei University Repository

B　民事訴訟法における文書提出命令

民事訴訟法における文書提出命令に関する法理は、これまで環境法の概説書や論文においてほとんど扱われてこなかったことから、ここで概観することにする。

1　条文

文書提出義務について定めた民事訴訟法220条は、以下のように規定している。

「次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

1．当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。

2．挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。

3．文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。

4．前3号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

イ　文書の所持者又は文書の所持者と第196条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書

ロ　公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

ハ　第197条第1項第2号に規定する事実又は同項第3号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ニ　専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）

ホ　刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書」。

2　文書提出命令に関する原則と効果

上記の条文から明らかなように、挙証者は、自己が所持しない文書について、提出義務を負う所持者（相手方当事者または第三者）に対して、その提出を命ずることを裁判所に申立てをすることができる。220条において、この文書提出義務は、一般義務に近いものとなっている。

民事訴訟法181条1項では、受訴裁判所が、取調べの必要性をその裁量により判断できるとものとされている。このため、文書開示命令の申立てが適法なものであっても、合理的な理由がある場合には取調べの必要はない。その必要があることは、申立人が主張立証する責任を負っている。

申立人は提出義務の存在の主張立証責任を負っているので、民事訴訟法220条の1号ないし3号の該当性、あるいは4号該当性および除外事由の不存在を主張立証しなければならない。この4号の除外事由については、申立人が一応立証したときは、相手方が反証する責任を負うものと考えられる。

受訴裁判所は、文書提出命令の申立てがなされた場合、その申立が要件を充足しているかを審査する。220条4号における除外事項に該当するか否かを判断するために必要がある場合には、236条6項が定めるようにイン・カメラ手続を行うこともできる。また、223条1項後段が定めるとおり、提出命令の対象となる文書の範囲を、全部とすべきか一部に限定されるべきかも、検討の対象となる。そして、223条1項前段にあるように、受訴裁判所が申立てを理由があると判断するときは、決定で当該文書の所持者に対してその提出を命ずることになる。これとは逆に、受訴裁判所が、理由がないと判断した場合には、却下決定がなされる。

文書提出命令が確定した場合には、文書所持者は、当該文書を受訴裁判所に提出する義務を負う。他方、224条1項は、文書所持者が文書提出命令に従わない場合には、受訴裁判所は、当該文書の記載に関する申立人の主張を真実と認めることができると定めている。同条3項は、さらに、申立人が当該文書の記載について具体的主張をすること、および、当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができるとする。このため、文書所持者が文書提出

Hosei University Repository

命令に従わない場合には、敗訴に結びつく重大な結果を招くことなる。また、このような法的効果は別にしても、文書所持者が文書提出命令に従わない場合、受訴裁判所の心証に事実上強く影響する可能性は高いと言えるであろう[146]。

C　除外事由（提出免除事由）と判例

民事訴訟法220条4号は、文書提出命令の対象外とされる文書を規定している。これらの文書が文書提出命令の適用除外とされているのは、もしもこれらの文書の所持者に提出を命じた場合に、重大な不利益が生ずる蓋然性が高く、文書開示の結果として達成される裁判上の正義よりも、その不利益の保護を優先させるべきであると考えられるためである。

この4号の除外事由のうち、環境監査により明らかになる企業内部の環境情報について適用される可能性が高いものは、①4号ハが規定する197条1項2号の定める弁護士等の職務上の黙秘義務と、②同じく4号ハが規定する197条1項3号の定める技術または職業上の秘密に関する事項、および、③4号二が規定する専ら文書の所持者の利用に供するための文書（自己専利用文書）であろう。このうち、②については、環境関連技術にかかわるものへの適用は予想されるものの、そのこと自体は、環境経営監査とは直接的に関係のあるものではない。また、環境監査について、「職業上の秘密」という概念を拡張してまで裁判における公平な裁判を実現すべき利益より優先する事態も想定しにくい。よって、以下では、米国と同様に、環境経営監査により直接的に問題なる情報にかかわる①および③についての判例法理を確認することにする。

1　4号ハが規定する弁護士等の職務上の黙秘義務にかかわる文書

民事訴訟法220条4号ハが規定する197条1項2号の定める弁護士等の職務上の黙秘義務の例としては、訴訟の依頼者が秘密保持を前提にして弁護士に開示した文書を挙げることができるであろう。最高裁は、最高裁平成16年11月26日第二小法廷決定（平成16年（許）第14号）において、民訴法197条1項2号所定の「黙秘すべきもの」の意味について「一般に知られていない事実のうち、弁護士等に事務を行うこと等を依頼した本人が、これを秘匿することについて、単に主観的利益だけではなく、客観的にみて保護に値するような利益を有するものをいうと解するのが相当である」と判示している。

この最高裁判決の判示が意味するところは、必ずしも明確ではなく、また、この除外事由に基づく判例の蓄積が十分ではないことから、わが国における依頼者と弁護士との間のコミュニケーションが、どの範囲で文書提出命令の申立てから除外されるのかは、必ずしも明確ではない。しかしながら、このような文書の非開示に関する目的は、日米の民事訴訟法において大差がないと考えられることから、米国における弁護士・依頼者間の情報秘匿特権法理の要件である①依頼者と弁護士との間のコミュニケーションの存在と、②その事務の依頼が、弁護士に対して法的助言を得るためになされたこと、という2要件はわが国においても妥当するものと考えてもよいと思われる。また、米国の弁護士の職務上の記録に関する非開示特権が、訴訟を予期して作成された文書にしか適用されないという点についても、同様に考えることができよう。

そうすると、わが国においても、環境サイト監査や環境法遵守監査については、法的紛争の発生を予測して外部の弁護士に法的助言を求める場合には、文書提出命令の申立てに対して適用除外を受けることができる場合があるものと考えられる。その一方、一般的な環境経営監査については、通常の営業活動の一部として恒常的になされるものであり、法的紛争の発生を予期して行われるわけではない等の理由により、この適用除外を受けることは困難であろう。

また、環境監査をおこなう専門家として、わが国では環境監査人、環境コンサルタント、および、公認会計士がこれをおこなっている事例が多く見受けられるが、これらの専門家により作成された文書が、4号ハが規定する弁護士等の職務上の黙秘義務にかかわる文書として保護されることはない。そもそも、4号ハが規定する197条1項2号の定める専門家は、「医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁

Hosei University Repository

護士（外国法事務弁護士を含む。）弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者」と制限列挙されており、解釈論としてもこれを拡張すべきではない[147]。また、最高裁判所平成13年2月22日第一小法廷決定（平成12年（許）第10号）判時1742号89頁では、証券取引法193条の2の規定による監査証明を行った公認会計士又は監査法人がその事務所に備え置く監査調書は、民事訴訟法220条4号ロ（現ハ）による適用除外に該当しないとして、文書提出命令が出されている。

このため、予防法務的に、環境サイト監査や環境法遵守監査にかかわる文書について、民事訴訟法220条4号ハの文書提出命令に関する適用除外を予定するのであれば、米国における環境監査のように、弁護士主導のフォーメーションに切り替える必要があるであろう。それでも、環境経営監査により明らかになる企業内部の環境関連情報は、この適用除外により十分には保護されないが、実務では、できる手当ては事前になすべきであろう。

2　4号二が規定する自己専利用文書

民事訴訟法220条4号二は、専ら文書の所持者の利用に供するための文書（自己専利用文書）を文書提出義務の除外事由として規定している。この除外事由は、個人のプライバシーの保護や、個人・団体内部の自由な意思形成を確保するためのものである。

最高裁判所平成11年11月12日第二小法廷決定（民集53巻8号1787頁）は、この自己専利用文書に該当するための一般的基準として、①専ら内部の利用に供する目的で作成され、外部への開示が予定されていない文書であり、②当該文書が開示されると、プライバシーの侵害や自由な意思形成が阻害されるなど、文書所持者に看過しがたい不利益が生ずるおそれがあること、③自己専利用文書であることを否定すべき「特段の事情」がないこと、の3つの要件を挙げている[148]。もっとも、この3番目の「特段の事情」がないという要件については、最高裁は、今後の予期し得ない事態に備えるための定型的な文言として付加しただけであり、その内容は必ずしも明らかになっていないことから、現段階では実質的な要件として捉える必要はないと考えられる[149]。

この自己専利用文書に該当するか否かを判断したわが国の判例では、銀行等の貸出稟議書について判断した上述の最高裁判所平成11年11月12日第二小法廷決定（民集53巻8号1787頁）が、「貸出稟議書は、専ら銀行内部の利用に供する目的で作成され、外部に開示することが予定されていない文書であって、開示されると銀行内部における自由な意見の表明に支障を来し銀行の自由な意思形成が阻害されるおそれがあるものとして、特段の事情がない限り、『専ら文書の所持者の利用に供するための文書』に当たると解すべきである」として、本来の一般要件からは必要と思われる個別具体的な事情を判断して比較衡量することをせずに、特段の事情がないかぎり自己専利用文書になると判断されている。

このようなわが国の判例法理を前提にすると、企業が、他者の所有する不動産や施設を購入する場合や、金融機関が不動産の開発に関して貸付や証券化などを検討するときに、環境汚染の有無などを監査する環境サイト監査をおこなった結果として作成される企業内部文書は、銀行の貸出稟議書と類似することから、個別の事情に基づく利益衡量は必要と考えられるものの、自己専利用文書として文書提出命令の申立てに関する適用除外が認められる可能性が高い。また、このような環境サイト監査により汚染が発見された場合についても、この点について当該不動産や施設の所有者・占有者について通知しておけば、当該汚染から生じる健康問題との関係で当該汚染情報を開示すべきかどうかの比較衡量は、第1次的にはその所有者・占有者に対してなされるべきであると考えられる。

これに対して、企業が自社の環境問題について監査をおこなう環境法遵守監査や環境経営監査により明らかにされた企業の内部文書も、自己専利用文書として扱うべきであろうか。この点について、わが国の利益衡量説[150]に類似の要件を課す米国の自己分析に関する情報秘匿特権法理の下では、一般的に、この特権を環境経営監査による情報に付与すると、環境法が目的と

Hosei University Repository

する市民の健康の保護といった重大な公的利益が損なわれることから、この特権の付与を否定してきた。

わが国でも、環境法遵守監査については、その結果として明らかになる内部情報が環境法令に基づき作成義務のある文書である場合には、文書の提出義務が肯定される可能性が高いとと考えられる。なぜなら、現在の判例法理では、法令により作成義務のある文書については、一般提出義務が肯定される傾向にあるためである[151]。

さらに、当該施設の公共性が高い場合や、住民への健康についての影響が大きい場合については、より自己専利用文書に該当しないと判断される傾向が高まるであろう。たとえば、産業廃棄物処理施設操業等の差止めを求める訴訟事件において、原告らが、被告施設が法律施行規則の定める維持管理の技術上の基準を満たしていないことを立証するために、被告に対して被告施設の稼動状況に関するデータを記録した文書について、文書提出命令の申立てをおこなった事件において、当該文書は県等の行政機関の立入検査に対して適切な説明ができるよう準備しておく必要性に対応したものである点に照らすと、外部に対する開示が予定されているものと言え、また、本件施設の公共性などを考慮すると、自己専利用文書とはいえないと判断されている（福岡高決2003年4月25日判例時報1855号114頁）[152]。ただし、わが国における個別事情に基づく比較衡量理論をとる判例法理の下では、米国における判例法理のように、環境法のもつ公共性の意味から一般的に自己専利用文書としての扱いを否定することにはならないと考えられる。

最後に、環境経営監査により明らかになった環境負荷情報については、わが国で自己専利用文書としての取扱われるかどうかは、不明確である。個別事情や、対象となる個別の環境法の内容にも左右され、また、イン・カメラ方式による受訴裁判所の判断なども積め重ねられる必要もあろう。

D　わが国における企業内環境監査情報の情報開示に関する今後のあり方

以上、わが国において、環境サイト監査、環境法遵守監査、および、環境経営監査により明らかになった企業内部の環境負荷情報が、民事訴訟法220条4号ハ、同号二の下で文書提出命令の適用除外事由に該当するか否かを検討してきた。その中で、現在の判例法理と、米国法との比較から、一応の筆者の予想を述べたが、今後、この問題に関する判例が蓄積されなければ、明白な答えを出すことはできない。

おそらく、実務上、最大の問題点になるのは、土壌汚染対策法施行前に、企業が自社の所有・占有する不動産や施設において土壌汚染が存在するか否かについて環境サイト監査を行い、人々の健康に影響を及ぼす汚染や、そうではなくとも土地の減価につながる汚染（たとえば、油による汚染）などが発見された場合の企業内部情報であろう。このような汚染が、たとえ同法が施行される前に、法定基準を満たす程度にまで浄化されていた場合においても、近隣住民から健康被害に関する不法行為訴訟が提起された場合、このような環境サイト監査により得られた情報は、文書提出命令の申立てにより開示されるべきなのであろうか。受訴裁判所による取調べの必要性に関する裁量判断や、インカメラ方式の運用などと併せて、困難な問題が存在するものと考えられる。

注

1）企業の環境保全活動やISO14000シリーズについては多くの文献が存在するが、たとえば以下の文献を参照のこと。國部克彦「企業による環境マネジメントおよび環境会計システムの動向と展望」自由と正義51巻5号24頁以下。

2）米国でも、一部の大企業は、ISO14001を導入している。たとえば、自動車業界では、フォードやGMは、ISO14001を自社ばかりでなく、関係納入業者等にも求めるようになった。Keith Pezzoli, *Environmental Management Systems (EMS's) and Regulatory Innovation*, 36 CAL. W. L. REV. 335, 338 (2000).

3）個々の企業は、法的に開示が要求される環境情報は、環境法遵守監査により、十分に把握することが可能である。しかしながら、このような法的遵守を超えた総合的な環境経営監査によら

Hosei University Repository

なければ、企業は、継続的な環境施策を維持することはできない。この点は、判例でも指摘されているとおりである。*See, e. g*, Sierra Club v. Public Serv. Co., 894 F. Supp. 1455, 1460 (D. Colo. 1995).

4) 環境法遵守監査を超えて、総合的な環境経営監査を実施した米国の企業は、その内部的な環境監査報告書等の情報について、将来の民事裁判において証拠開示請求がなされたり、刑事訴訟において検察官が召喚状を出すときに利用される恐れがある。実際に、企業の内部的な環境監査情報について、このような用い方をする可能性のある主体としては、①連邦環境保護庁の刑事捜査担当者、②連邦環境保護庁の地区執行担当者、③野生生物保護庁などの他の連邦機関、④州政府の環境問題に関する執行と許可を担当する行政機関、⑤州の司法長官、⑥州および郡の検察官、⑦地方公共団体の下水道公団等の行政機関、⑧市町村、⑨市民訴訟の原告（典型的には環境保護団体）、⑩ゾーニング委員会における聴聞の相手方、⑪不法行為訴訟における原告、などが挙げられる。*See*, James T. O'Reilly, *Environmental Audit Privileges: The Need for Legislative Recognition*, 19 SETON HALL LEGIS. J. 119, 124 (1994).

5) EPA Audit Policy, 65 Fed. Reg. at 19, 618 (2000).

6) *See* U. S. DEP'T OF JUSTICE, FACTORS IN DECISIONS ON CRIMINAL PROSECUTIONS FOR ENVIRONMENTAL VIOLATIONS IN THE CONTEXT OF SIGNIFICANT VOLUNTARY COMPLIANCE OR DISCLOSURE EFFORTS BY THE VIOLATORS, *quoted in* Restatement of Policies Related to Environmental Auditing, 59 Fed. Reg. 38, 455, 38, 458 (1994).

7) この問題に関して、米国法の状況を検討したわが国の法律論文には、小森泰三「環境監査について」レファレンス515号25頁、拙稿「米国における環境監査と法—特に情報開示と情報秘匿特権・免責とのバランスについて—」行財政研究49号2頁、および、米国弁護士が実務上の観点から書いた論文の翻訳であるルイス・A・エバンズ、トリシャ・L・スミス「自発的環境監査において企業秘密をどう保持すべきか」月間国際法務戦略8巻4号12頁（1994年）がある。

8) 本稿の執筆にあたり、米国における環境監査と免責・情報秘匿特権については、以下の文献を参照した。Christina Austin, *State Environmental Audit Privilege Laws: Can EPA Still State Environmental Audits in Federal Court?*, 26 ENVTL. L. 1241 (1996); Henry P. Baer, Jr., *ISO 14000: Potential Compliance and Prevention Guidelines for EPA and DOJ*, 7 FORDHAM ENVTL. L. J. 927 (1996); Miri Berlin, *Environmental Auditing: Entering the Eco-Information Highway*, 6 N. Y. U. ENVTL. L. J. 618 (1998); David N. Cassuto, *Nastygram Federalism: A Look at Federal Environmental Self-Audit Policy*, 5 HASTINGS W.-N. W. J. ENVTL. L. & POL'Y 261 (1999); Keith M. Casto & Tiffany Billingsley Potter, *Environmental Audits: Barriers, Opportunities and a Recommendation*, 5 HASTINGS W.-N. W. J. ENVTL. L. & POL'Y 233 (1999); David A. Chaumette & William W. Cason, *Auditing Environmental Audit Policies: Has Industry Been Hoisted On Its Own Petard?*, 4 WIS. ENVTL. L. J. 1 (1997); Lance Cole, *Revoking Our Privileges: Federal Law Enforcement's Multi-Front Assault on the Attorney-Client Privilege (And Why It Is Misguided)*, 48 VILL. L. REV. 469 (2003); Heather L. Cook & Robert R. Hearn, *Putting Together the Pieces: A Comprehensive Examination of the Legal and Policy Issues of Environmental Auditing*, 7 TUL. ENVTL. L. J. 545 (1994); William H. Croutch, *Environmental Audits: Should a New Evidentiary Privilege Be Formulated or Do Existing Privileges Provide Adequate Protection?*, 46 DRAKE L. REV. 425 (1997); David A. Dana, *The Perverse Incentives of Environmental Audit Immunity*, 81 IOWA L. REV. 969 (1996); John Davidson, *Privileges for Environmental Audits: Is Mum Really the Word?*, 4 S. C. ENVTL. L. J. 111 (1995); Ellen Page DelSole, *An Environmental Audit Privilege: What Protection Remains after EPA's Rejection of the Privileges?*, 46 CATH. U. L. REV. 325 (1997); Rebecca Fiechtl, *Know When to Hold 'em: Minimizing Disclosure of Corporate Environmental Information*, 31 ENVTL. L. 951 (2001); Allison F. Gardner, *Beyond Compliance: Regulatory Incentives to Implement Environmental Management Systems*, 11 N. Y. U. ENVTL. L. J. 662 (2003); Peter A. Gish, *The Self-Critical Analysis Privilege and Environmental Audit Reports*, 25 ENVTL. L. 73 (1995); Michael Ray Harris, *Promoting Corporate Self-Compliance: An Examination of*

Hosei University Repository

the Debate Over Legal Protection for Environmental Audits, 23 ECOLOGY L. Q. 663 (1996); Ronnie P. Hawks, *Comment, Environmental Self-Audit Privilege and Immunity: Aid to Enforcement or Polluter Protection*, 30 ARIZ. ST. L. J. 235 (1998); Karen Heyob, *Ohio's New Statutory Audit Privilege: Promoting Environmental Performance or a Dirty Little Secrets Act?*, 26 CAP. U. L. REV. 379 (1997); Jennifer Lukas Jackson, *Environmental Audit Privilege Laws: Stripping the Public's Right to Know*, 49 CLEV. ST. L. REV. 539 (2001); Elizabeth M. Jalley, Peter Bryan Moores, Brian L. Henninger, Goud P. Maragani, *Environmental Crimes*, 39 AM. CRIM. L. REV. 403 (2002); Craig N. Johnston, *An Essay on Environmental Audit Privileges: The Right Problem, the Wrong Solution*, 25 ENVTL. L. 335 (1995); John P. Kaisersatt, *Criminal Enforcement as a Disincentive to Environmental Compliance: Is a Federal Environmental Audit Privilege the Right Answer?*, 23 AM. J. CRIM. L. 405 (1996); Peter P. Knight, *Encouraging Regulated Entities to Comply with Federal Environmental Mandates: The Need for a Federal Environmental Audit Protection Statutes*, 3 N. Y. U. J. LEGIS. & PUB. POL'Y 125 (1999); Lisa Koven, Comment, *The Environmental Self-Audit Evidentiary Privilege*, 45 UCLA L. REV. 1167 (1998); Phillip Leahy, *The Privilege for Self-Critical Analysis in Statutory and Common Law*, 7 DICK. J. ENVTL. L. & POL'Y 49 (1998); Somendu B. Majumdar, *Voluntary Environmental Compliance Auditing: A Primer*, 7 FORDHAM ENVTL. L. J. 817 (1996); Mia Anna Mazza, *Comment, The New Evidentiary Privilege for Environmental Audit Reports: Making the Worst of a Bad Situation*, 23 ECOLOGY L. Q. 79 (1996); David Monsma & John Buckley, *Non-Financial Corporate Performance: The Material Edges of Social and Environmental Disclosure*, 11 U. BALT. J. ENVTL. L. 151 (2004); Paula C. Murray, *Inching toward Environmental Regulatory Reform—ISO 14000: Much Ado about Nothing or a Reinvention Tool?*, 37 AM. BUS. L. J. 35 (1999); James T. O'Reilly, *Environmental Audit Privileges: The Need for Legislative Recognition*, 19 SETON HALL LEGIS. J. 119 (1994); Eric W. Orts & Paula C. Murray, *Environmental Disclosure and Evidentiary Privilege*, 1997 U. ILL. L. REV. 1 (1997); Suzanne M. Parent, *Like Oil and Water: States and Feds Confront Environmental Self-Auditing*, 31 NEW ENG. L. REV. 1321 (1997); Kristin E. Reed, *The EPA's Environmental Audit Policy: Are Small Businesses Disadvantaged?*, 8 DICK. J. ENVTL. L. & POL'Y 299 (1999); David Sorenson, *The U.S. Environmental Protection Agency's Recent Environmental Auditing Policy and Potential Conflict with State-Created Environmental Audit Privilege Laws*, 9 TUL. ENVTL. L. J. 483 (1996); John-Mark Stensvaag, *The Fine Print of State Environmental Audit Privileges*, 16 UCLA J. ENVTL. L. & POL'Y 69 (1997/1998); Philip Weinberg, *"If it Ain't Broke ...": We Don't Need Another Privileges and Immunities Clause for Environmental Audits*, 22 IOWA J. CORP. L. 643 (1997).

なお、企業が環境監査を行う場合に免責を認める個々の州法に関する米国法紀要論文は多数存在するものの、本稿では個別の州法の検討は行わないことから、これらの論文については、上記の参考文献から除外している。

また、日本語文献としては、伊藤眞「民事訴訟法（補訂第2版）」（有斐閣、2003年）330頁以下、石井蒸「環境監査の展開—国際的動向を視野に入れて—」経営研究所論集（東洋大学）51号263頁、川端和治「守秘義務」塚原英治・宮川光治・宮澤節生編著『法曹の倫理と責任（上）』（現代人文社、2004年）163頁、小森泰三「環境監査について」レファレンス515号25頁、開本英幸「文書提出命令制度の構造と最近の決定例—全日本検数協会（文書提出命令）事件（神戸地裁平16・1・14決定労判868号5頁）を中心として—」労働判例873号5頁、高橋一修「Upjohn Co. v. United States, 449 U. S. 383, 101 S. Ct. 677 (1981)—弁護士・依頼者不開示特権とWork-Product法理に関する連邦最高裁判決」アメリカ法［1982］・261頁、田頭章一「産廃処理施設燃焼データ文書提出命令即時抗告事件—文書提出命令はどのような場合に認められるのか？（福岡高決2003年4月25日　判例時報1855号114頁）」INDUST19巻12号11頁、中島弘雅「文書提出命令（2）—自己専利用文書（稟議書）」別冊ジュリスト169号162頁、永野秀雄「米国における環境監査と法—特に情報開示と情報秘匿

Hosei University Repository

特権・免責とのバランスについて—」行財政研究49号2頁、原秋彦・佐藤安信「米国の秘密文書不開示特権と日本の弁護士・弁理士へのその適用」国際商事法務23巻4号353頁、ルイス・A・エバンズ、トリシャ・L・スミス「自発的環境監査において企業秘密をどう保持すべきか」月間国際法務戦略8巻4号12頁を参照した。

9) Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act, 42 U. S. C. §§ 9601−75 (2000).

10) *See, e.g.*, CAROL M. BOMAN, THE DUE DILIGENCE DILEMMA: HOW MUCH IS ENOUGH?, IN ENVIRONMENTAL ASPECTS OF REAL ESTATE TRANSACTIONS (James B. Witkin ed., 1995) 175.

11) *See, e. g.*, United States v. Fleet Factors Corp., 901 F. 2d 1550, 1558−59 (11th Cir. 1990).

12) 米国では、1970年代と1980年代を通じて、環境汚染を規則する多くの立法が成立した。これらの立法の代表的なものとして、前述のCERCLAに加え、資源保全修復法 (Resources Conservation and Recovery Act, 42 U. S. C. §§6901−6992k (2003))、や大気浄化法 (Clean Air Act, 42 U.S.C. §§7401−7671q (2003)) が挙げられる。これらの立法の制定は、多くの米国企業が環境法遵守監査を実施するきっかけとなった。また、1970年に連邦証券取引委員会が、財務諸表等において、環境関連情報の開示を促進させたことの影響も大きい。同委員会が、このような政策をとったのは、一定の企業が、財務諸表等において、巨額の環境債務を過小評価しており、それが株式市場に影響すると判断したためである。

13) *See* Kevin Mark Smith, *Preventing Discovery of Internal Investigation Materials: Protecting Oneself From One's Own Petard*, 69 J. KAN. BAR ASS'N. 28, 31 (Aug. 2000)

14) Keith M. Casto & Tiffany Billingsley Potter, *Environmental Audits: Barriers, Opportunities and a Recommendation*, 5 HASTINGS W.-N. W. J. ENVTL. L. & POL'Y 233 (1999).

15) *See* WALTER J. HUELSMAN, THE AUDITOR'S PERSPECTIVE, IN THE MCGRAW-HILL ENVIRONMENTAL AUDITING HANDBOOK 3−8 (L. LEE HARRISON ED., 1984).

16) *See* L. R. JONES & JOHN H. BALDWIN, CORPORATE ENVIRONMENTAL POLICY AND GOVERNMENT REGULATION 52 (SAMUEL B. BACHARACH ED., 1994).

17) 米国における環境経営監査システムが、将来において実施される可能性のある法規制に対応しようとする指向が強いのは、CERCLAが企業による過去の土壌汚染に対して遡及的に適用されたことが大きい。*See, e.g.*, United States v. Northeastern Pharmaceutical and Chemical Oil, 810 F.2d 726, 733−34 (8th Cir. 1986); United States v. Monsanto Co., 858 F.2d 160, 173−74 (4th Cir. 1988).

18) *See generally Symposium, LEARING SUSTAINABILITY: Toward a National Sustainable Development Strategy*, 10 BUFF. ENVT'L. L. J. 69, 98−99 (2002/03); *see also* Donald A. Carr and William L. Thomas, *Devising a Compliance Strategy Under the ISO 14000 International Environ-mental Management Standards*, 15 PACE ENVTL. L. REV. 85, 151−53 (1997); Magali A. Delmas, *Barriers and Incentive to the Adoption of ISO 14001 By Firms in the United States*, 11 DUKE ENVTL L & POL'Y F. 1, 3−4 (2000).

19) H. Landis Gabel & Bernard Sinclair-Desgagne, *Managerial Incentives and Environmental Compliance*, 24 J. ENVTL. ECON. & MGMT. 229, 232 (1993).

20) *See* Benjamin J. Richardson, *Enlisting Institutional Investors in Environmental Regulation: Some Comparative and Theoretical Perspectives*, 28 N. C. J. Int'l L. & Com. Reg. 247, 337 (2002).

21) *See, e. g.*, William L. Thomas, *The Green Nexus: Financiers and Sustainable Development*, 13 GEO. INT'L ENVTL. L. REV. 899, 909 (2001).

22) Richard Gruner, *What Compliance Review Activity Does Litigation Chill?* 2 CORP. CONDUCT Q., Winter 1992, at 38. *See also* John-Mark Stensvaag, *The Fine Print of State Environmental Audit Privileges*, 16 UCLA J. ENVTL. L. & POL'Y 69, 72 (1997/1998).

23) Ohio v. CECOS Int'l Inc., 583 N.E.2d 1118, 1119−20 (Ohio App. 3d 1990).

24) 業界団体の中でも、ワシントンDCの本拠を置く次の3つの業界団体が、連邦法および州法において、環境監査情報免責特権法を制定するロビー活動をおこなってきた。その第1は、1991年に設立された法遵守経営政策グループ (Compliance Management and Policy Group) である。この団体には、全米林産物製紙協会 (American Forest & Paper Association)、米国石油協会 (American Petroleum Institute)、化学製造業者

Hosei University Repository

協会（Chemical Manufacturers Association）、全国固形廃棄物管理協会（National Solid Waste Management Association）に加え、個々の企業として、ゼネラル・エレクトリック社（GE）、モンサント社などの大手企業をはじめ、米国の廃棄物処理会社の大手のであるウエイスト・マネジメント社（Waste Management）やブローニング・フェリス・インダストリー社（Browning Ferris Industries）などが加盟している。第2の企業環境執行協議会（Corporate Environ-mental Enforcement Council）には、AT & T社、BFグッドリッチタイヤ社、キャタピラー社、クアーズ醸造社、デュポン社、ジョージア・パシフィック社、ヘキスト・セラニーズ社、3M社、オーウェン・コーニング社、ファイザー社、ポラロイド社、プロクター・アンド・ギャンブル社、ウェスチングハウス・エレクトリック社などが加盟している。第3の環境監査改善連合（Coalition for Improv-ed Environmental Audits）は、これらの3つの団体のうち、もっとも積極的な活動を行ってきた団体である。この団体に加盟している企業等としては、ベル・アトランティック社、ダウ・ケミカル社、ヘキスト・セラニーズ社、ウェアーハウザー社、米国自動車工業協会などがある。

25) *See* John-Mark Stensvaag, *The Fine Print of State Environmental Audit Privileges*, 16 UCLA J. ENVTL. L. & POL'Y 69, 72 (1997/1998).

26) David A. Dana, *The Perverse Incentives of Environmental Audit Immunity*, 81 IOWA L. REV. 969, 971 (1996).

27) 企業により現時点で利用されている化学物質のうち、安全や環境への影響から行政上の規制を受けているものは、ほんの一部にすぎない。環境経営監査では、これらの行政法上の規制を受けていないものの、将来規制を受ける可能性がある化学物質の利用状況などについても、その情報が明らかになる。Bradley C. Karkkainen, *Information As Environmental Regulation: TRI and Performance Benchmark-ing, Precursor to a New Paradigm?*, 89 GEO. L. J. 257 (2001).

28) *See, e.g.*, Clean Air Act, 42 U.S.C.A. §7401 (b) (West 2002).

29) M. Koran, *Ohio Sierra Club Questions Audit Privilege Law*, 8 OHIO ENVTL. L. LETTER 10 (1997).

30) *See* John-Mark Stensvaag, *The Fine Print of State Environmental Audit Privileges*, 16 UCLA J. ENVTL. L. & POL'Y 69, 74 (1997/1998).

31) *See* INTERNATIONAL STANDARDS ORGANIZATION, ISO 14000: ENVIRONMENTAL MANAGEMENT SYSTEMS §4. 3. 2. 4 (1996).

32) Ronnie P. Hawks, *Comment, Environmental Self-Audit Privilege and Immunity: Aid to Enforcement or Polluter Protection*, 30 ARIZ. ST. L. J. 235, 243 (1998).

33) *See* Upjohn Co. v. United States, 449 U. S. 383, 389 (1981). なおこの判決に関する日本語文献としては、高橋一修「Upjohn Co. v. United States, 449 U. S. 383, 101 S. Ct. 677 (1981) —弁護士・依頼者不開示特権とWork-Product法理に関する連邦最高裁判決」アメリカ法［1982］・261頁が存在する。

34) Karen Heyob, *Ohio's New Statutory Audit Privilege: Promoting Environmental Performance or a Dirty Little Secrets Act?*, 26 CAP. U. L. REV. 379, 391–93 (1997).

35) Civ. A. No. 88–6681, 1989 U. S. Dist. LEXIS 12267 (E. D. Pa. Oct. 16, 1989).

36) 1994 U. S. Dist., LEXIS 7125 (C.D. Cal. Apr. 12, 1994).

37) *See* FED. R. CIV. P. 26 (b) (3); *see also* Hickman v. Taylor, 329 U. S. 495, 508 (1947).

38) FED. R. CIV. P. 26 (b) (3).

39) *Id.*

40) *See* Hickman v. Taylor, 329 U. S. 495, 511 (1947).

41) 760 F. 2d 292 (Temp. Emer. Ct. App. 1985).

42) 951 F. 2d 1414 (3d Cir. 1991).

43) *Id.* at 1418.

44) *Id.* at 1418–19.

45) *Id.* at 1424–25, 1429.

46) *See* John Calvin Conway, Note, *Self-Evaluative Privilege and Corporate Compliance Audits*, 68 S. CAL. L. REV. 621, 634 (1995); *see also* Note, *The Privilege of Self-Critical Analysis*, HARV. L. REV. 1083, 1086 (1983).

47) *See id.*

48) *See* Bredice v. Doctors Hospital, Inc., 50 F. R. D. 249 (D. D. C. 1970), *aff'd without op.*, 479 F. 2d 920 (D. C. Cir. 1973).

49) Banks v. Lockheed-Georgia Co., 53 F. R. D. 283 (N. D. Ga. 1971).

50) Payton v. New Jersey Turnpike Auth., 148 N. J. 524, 691 A. 2d 321 (1997).

51) Granger v. National R. R. Corp., 116 F. R. D. 507

Hosei University Repository

(E. D. Pa. 1987).

52) Lloyd v. Cessna Aircraft Co., 74 F. R. D. 518 (E. D. Tenn. 1977).

53) 583 N. E. 2d 1118 (Ohio Ct. App. 1990).

54) *See id.* at 1121.

55) *Id.*

56) *See e. g.*, United States v. Dexter Corp., 132 F. R. D. 8 (D. Conn. 1990)（連邦議会の立法者意思によれば、水質浄化法では、合衆国の水域に油や有害物質を排出することは認められないと規定されており、この立法者意思と矛盾するような効果をもつ自己分析に関する情報秘匿特権を被告会社に認めることはできない); CPC Int'l, Inc. v. Hartford Accident & Indemnity Co., 620 A. 2d 462 (N. J. Super. 1992)（環境法が目的とする強い公的利益は、企業による環境問題に関する内部的調査を保護する利益を上回るものである); Koppers Co. v. Aetna Casualty and Surety Co, 847 F. Supp. 360 (W.D. Pa. 1994)（スーパーファンド法上の責任に関する保険約款の紛争において、自己分析に関する情報秘匿特権を付与することが、環境の改善を目的とする公的政策を促進するという証拠はないため、環境法領域においてはこの情報秘匿特権を認める理由はない); Louisiana Environmental Action Network, Inc. v. Evans Industries, Inc., No. 95-3002, 1996 U. S. Dist. LEXIS 8117 (June 10, 1996)（水質浄化法に基づく市民訴訟において、原告が、被告会社の企業内調査の結果を示す文書の開示を求めた事件で、裁判所は、連邦第5巡回区においては、自己分析に関する情報秘匿特権は認められているとしながらも、刑事責任や民事罰までもが課される可能性のある分野においてはこの特権を適用することは政策的に認められるものではなく、かつ、このような環境監査情報は作成された当初から秘匿されることが期待されているとは言えない、と判示した).

57) 157 F. R. D. 522 (N. D. Fla. 1994).

58) *Id.* at 524.

59) *Id.*

60) *Id.* at 524-28.

61) 169 F. R. D. 695 (S. D. Ga. 1996).

62) *Id.* at 696.

63) *Id.* at 699.

64) Or. Rev. Stat. Ann. §468. 963 (West 2002).

65) Elizabeth M. Jalley, Peter Bryan Moores, Brian L. Henninger, Goud P. Maragani, *Environmental Crimes*, 39 Am. Crim. L. Rev. 403 (2002).

66) *See* Alaska Stat. §9-25-450 to 490 (Michie 1999); Ark. Code Ann. §8-1-301 to 312 (Michie 1997); Colo. Rev. Stat. Ann. §13-25-126. 5 (West 1997); Idaho Code §9-340D (Supp. 1999); 415 Ill. Comp. Stat. Ann. §5/52. 2 (West 1996); Ind. Code. Ann. §13-28-4-1 to 10 (West 1998); Iowa Code § 455k. 3 (Supp. 2000); Kan. Stat. Ann. §§60-3332 to 60-3339 (1995); Ky. Rev. Stat. Ann. §§224. 01-040 (Banks-Baldwin 1995); Mich. Comp. Laws Ann. §324. 14802 (1999); Minn. Stat. Ann. §§114C. 20 to 114C. 31 (West 1996); Miss. Code. Ann. §49-2-2 (1995); Mont. Code Ann. §75-1-1204 (1999) (expires Oct. 1, 2001); Neb. Rev. Stat. Ann. §§25-21, 254 to 25-21, 264 (Michie Supp. 1999); Nev. Rev. Stat. §40-445C. 110 (1997); N. H. Rev. Stat. Ann. §147-E: 3 (Supp. 1999); Ohio Rev. Code Ann. §38-3745-70 to 73 (West 1999); Or. Rev. Stat. §36-468. 963 (1995); R. I. Gen. Laws §42-17. 8-3 (Supp. 1999); S. C. Code. Ann. §48-57-30 (Law. Co-op. Supp. 1999); S. D. Codified Laws §§1-40-33 to 1-40-35 (Michie Supp. 1999); Tex. Code. Ann. §71-1-4447 (c) (c) (West 1995); Utah R. Evid. 508 (Michie 1997); Va. Code Ann. §10. 1-1198 (Michie 1996); Wyo. Stat. Ann. §35-11-1105 (Michie 1996).

67) *See, e. g.*, Idaho Code §9-809 (Supp. 1999)（違反が開示され、かつ、修復される限り、行政罰、民事罰、刑事罰からの完全な免責を認めている); Tex. Code. Ann. §71-1-4447c (West 1995)（同様の規定).

68) *See, e. g.*, Colo. Rev. Stat. Ann. §13-25-126. 5 (3) (West 1997)（企業の環境監査により法令違反が発見された場合、当該違反を州当局に開示し、かつ、当該違反を即座に修復する限りにおいて、情報秘匿特権をが認められる).

69) *See* Bradley C. Karkkainen, *Information As Environmental Regulation: TRI and Performance Benchmarking, Precursor to a New Paradigm?*, 89 Geo. L. J. 257 (2001) at 284.

70) *See, e. g.*, Or. Rev. Stat. §36-468. 963 (1) (1995); Ohio Rev. Code Ann. §38-3745. 71 (A) (West 1999).

71) Ohio Rev. Code Ann. §38-3745. 71 (A) (West 1999).

72) Ohio Rev. Code Ann. §38-3745. 71 (C) (5) (West 1999).

Hosei University Repository

73) *See, e. g.*, OR. REV. STAT. §36-468. 963 (3) (c) (1995); OHIO REV. CODE ANN. §38-3745. 71 (E) (West 1999); ARK. CODE ANN. §8-1-310 (Michie 1995).
74) *See id.*
75) OR. REV. STAT. §36-468. 963 (3) (c) (1995).
76) *See, e. g.*, 415 ILL. COMP. STAT. 5/52. 2 (i) (1998)（「環境監査報告書」との表示が要件とされている）.
77) OHIO REV. CODE ANN. §38-3745. 71 (C) (12) (a)-(b) (West 1999).
78) *Id.*
79) TEX. CODE. ANN. §71-1-4447cc (4) (d) (West 1995).
80) *Id.*
81) *See, e. g.*, OHIO REV. CODE ANN. §38-3745. 71 (C) (West 1999).
82) OR. REV. STAT. §36-468. 963 (3) (c) (1995); 415 ILL. COMP. STAT. ANN. §5/52. 2 (d) (2) (West 1996).
83) OR. REV. STAT. §36-468. 963 (3) (c) (A)-(D) (1995); 415 ILL. COMP. STAT. ANN. §5/52. 2 (d) (2) (A)-(C) (West 1996).
84) Alec Zacaroli, *13 State Audit Laws Have Problems EPA Says in Outlining Policy for Regions*, 28 ENV'T REP. (BNA) 1421 (Nov. 21, 1997).
85) *See* Timothy A. Wilkins & Cynthia A. M. Stroman, *Delegation Blackmail: EPA's Use of Program Delegation to Combat State Audit Privilege Statutes*, 1996 A. B. A. SEC. NAT. RESOURCES, ENERGY & ENVT'L. L. ANNUAL RCRA/CERCLA & PRIVATE LITIG. UPDATE, at 11.
86) 42 U. S. C. 7401-7671 (1994).
87) *Id.* 7414.
88) Federal Water Pollution Control Act Amendments of 1972 (CWA), 33 U. S. C. 1251-1387 (1994).
89) *Id.* 1318 (a).
90) 42 U. S. C. 6901-6992k (1994).
91) *Id.* 6927 (a).
92) *See, e. g.*, 33 U. S. C. 1342 (b) (2) (B) (1994) and 40 C. F. R. 123. 26 (c) (1995)（水質汚染防止プログラム）; 42 U. S. C. 6926 (b) (1994) and 40 C. F. R. 271. 15 (c) (1995)（有害物質処理プログラム）.
93) *Id.* 6927 (b) (1); Clean Air Act, 42 U. S. C. 7414 (c) (1994); CWA, 33 U. S. C. 1318 (b) (1994).
94) *See, e. g.*, ARK. CODE. ANN. 8-1-303 (b), 8-1-305 (Michie 1987); WYO. STAT. ANN. 35-11-1105 (c), 35-11-1105 (d) (Michie 1977).
95) Alec Zacaroli, *13 State Audit Laws Have Problems EPA Says in Outlining Policy for Regions*, 28 ENV'T REP. (BNA) 1421, 1422 (Nov. 21, 1997).
96) *See* 33 U. S. C. 1319 (a) (1)-1319 (b), 1342 (i) (1994) (CWA provisions); 42 U. S. C. 6928 (a) (1994) (RCRA provisions); 42 U. S. C. 7413 (a) (1994) (Clean Air Act provisions).
97) *Overfiling of State Actions Hampers Effectiveness of Audit Laws, Senator Says*, 28 ENV'T REP. (BNA) 1349 (Nov. 7, 1997). コロラド州の担当官は、連邦環境保護庁が、州立法を改正させようとする意図で重複的訴訟を行ってきたと述べている。*Id.*
98) Environmental Auditing Policy Statement, 51 Fed. Reg. 25,004, 25,004 (July 9, 1986). この1986年指針の概略については、小森泰三「環境監査について」レファレンス515号25頁、特にその33頁以降を参照のこと。
99) *Id.* at 25,007.
100) *See* David Sorenson, *The U.S. Environmental Protection Agency's Recent Environmental Auditing Policy and Potential Conflict with State-Created Environmental Audit Privilege Laws*, 9 TUL. ENVTL. L. J. 483, 486 (1996).
101) *Id.*
102) Incentives for Self-Policing: Discovery, Disclosure, Correction and Prevention of Violations, 60 Fed. Reg. 66706 (1995).
103) *Id.* at 66, 706-07.
104) *New Federal Audit Policy Leads 76 Companies to Disclose Environmental Violations, EPA Says*, 27 ENV'T REP. (BNA) 784 (Aug. 2, 1996).
105) Evaluation of "Incentives for Self-Policing: Discovery, Disclosure, Correction and Prevention of Violations" Policy Statement, Proposed Revisions and Request for Public Comment, 64 Fed. Reg. 26,745, 26,747 (May 17, 1999).
106) *Id.* at 26,747.
107) EPA Final Policy Statement on Incentives for Self-Policing: Discovery, Disclosure, Correction, and Prevention of Violations Signed April 3, 2000, Daily Env't Rep. (BNA) (Apr. 7, 2000).
108) EPA Final Policy Statement on Incentives for

Hosei University Repository

Self-Policing: Discovery, Disclosure, Correction, and Prevention of Violations, 65 Fed. Reg. 19618 (2000).

109) *Id.* at 19,624–25.

110) *Id.* at 19,618.

111) *Id.* at 19,625.

112) *Id.* at 19,620.

113) *Id.* at 19,621.

114) *Id.*

115) *Id.*

116) *Id.* at 19,621–22.

117) *Id.* at 19,622.

118) *Id.*

119) *Id.*

120) *Id.*

121) *Id.*

122) *Id.*

123) *Id.*

124) *Id.*

125) *Id.*

126) *Id.* at 19,623.

127) *Id.*

128) *Id.*

129) *Id.* at 19,619–20.

130) *Id.* at 19,620.

131) *Id.*

132) *Id.* なお、この経済的利益に関する制裁的民事罰における罰金の計算方法については、以下を参照のこと。*See* Calculation of the Economic Benefit of Noncompliance in EPA's Civil Penalty Enforcement Cases, 64 Fed. Reg. 32,948 (1999).

133) EPA Final Policy Statement on Incentives for Self-Policing: Discovery, Disclosure, Correction, and Prevention of Violations, 65 Fed. Reg. 19618, 19,621–23 (2000).

134) *Id.* at 19,620.

135) *Id.*

136) *Id.*

137) *Id.*

138) *Id.*

139) *See* U.S. DEP'T OF JUSTICE, FACTORS IN DECISIONS ON CRIMINAL PROSECUTIONS FOR ENVIRONMENTAL VIOLATIONS IN THE CONTEXT OF SIGNIFICANT VOLUNTARY COMPLIANCE OR DISCLOSURE EFFORSTS BY THE VIOLATORS (JULY 1, 1991), *quoted in* Restatement of Policies Related to Environmental Auditing, 59 Fed. Reg. 38,455, 38,458 (1994).

140) *Id.*

141) *See* Eric W. Orts & Paula C. Murray, *Environmental Disclosure and Evidentiary Privilege*, 1997 U. ILL. L. REV. 1 (1997). これとは逆に、州の環境監査情報秘匿特権付与法は不要であるとして、連邦環境諸法における報告義務の対象を拡大するか、環境経営監査に伴う情報秘匿特権の利用を禁止する連邦法を制定すべきであるとする論者もいる。*See* Jennifer Lukas Jackson, *Environmental Audit Privilege Laws: Stripping the Public's Right to Know*, 49 CLEV. ST. L. REV. 539, 554 (2001).

142) *See* S. 582, 104th Cong. (1995); H. R. 1047, 104th Cong. (1995); S. 866, 105th Cong. (1997); S. 1332, 105th Cong., 2d Sess. (1997).

143) H. R. 352, 107th Cong., 1st. Sess. (2001). H. R. 352, 107th Cong., 1st. Sess. (2001).

144) たとえば、弁護士と依頼者とのやりとり関する民事訴訟法上の秘密性の保護をとっても、旧民事訴訟法281条により弁理士の証言拒絶権については明文の規定が存在するが、文書提出に関しては、同法312条において文書提出に関して免責される旨の明文の定めが存在せず、また、同法312条による文書提出義務への類推適用を明白に認めた判決も存在しなかった。原秋彦・佐藤安信「米国の秘密文書不開示特権と日本の弁護士・弁理士へのその適用」国際商事法務23巻4号353頁。

145) 弁護士の守秘義務については、以下の文献を参照のこと。川端和治「守秘義務」塚原英治・宮川光治・宮澤節生編著『法曹の倫理と責任(上)』(現代人文社、2004年) 163頁。

146) この文書提出命令に関する一般原則化と除外事由については、開本英幸「文書提出命令制度の構造と最近の決定例—全日本検数協会(文書提出命令)事件(神戸地裁平16・1・14決定労判868号5頁)を中心として—」労働判例873号5頁が、全体像をまとめたわかりやすい解説をしている。

147) 伊藤眞『民事訴訟法(補訂第2版)』(有斐閣、2003年) 330頁以下。

148) また、最高裁判所平成16年11月26日第2小法廷決定(平成16年(許)第14号)においては、破綻した損害保険会社の旧役員等の経営責任を明らかにする目的で、金融監督庁長官の命令に基づき保険管理人が設置した弁護士及び公認会計士による調査委員会の調査報告書は、内部で利用するために作成されたものではなく、旧役員のプライバシーにかかわるものでもなく、さ

Hosei University Repository

らに、保険契約者の保護という公益を目的とする調査であることから、自己専利用文書に該当しないと判断されている。

149) この点については、中島弘雅「文書提出命令(2)—自己専利用文書（稟議書)」別冊ジュリスト169号162頁における議論を参照のこと。

150) たとえば、伊藤眞『民事訴訟法（補訂第2版)』(有斐閣、2003年）366頁以下。

151) この点については、開本英幸「文書提出命令制度の構造と最近の決定例—全日本検数協会（文書提出命令）事件（神戸地裁平16・1・14決定労判868号5頁）を中心として—」労働判例873号5頁の分析を参照のこと。

152) この事件については、以下の判例評釈を参考のこと。田頭章一「産廃処理施設燃焼データ文書提出命令即時抗告事件—文書提出命令はどのような場合に認められるのか？（福岡高決2003年4月25日　判例時報1855号114頁)」INDUST 19巻12号11頁。